

非常変災時（台風・大雨・洪水）における措置について

1. 滋賀県下一斉に臨時休校となる場合

午前7時のテレビ放送等で『暴風警報を含む警報の発令中』の報道があれば、休校になります。

- * 暴風警報
- * 暴風警報 + 大雨警報
- * 暴風警報 + 洪水警報
- * 暴風警報 + 大雨警報 + 洪水警報 のような場合です

2. 米原市独自で、臨時休校や登下校時刻の変更をする場合

午前7時以降に暴風警報が必ず発令されるだろうと考えられる時、学校長や教育委員会の判断で、臨時休校や登下校時刻を変更することもあります。この場合、市の防災無線や学校からのメール配信等を通じてお知らせをします。

また、大雨警報・洪水警報・大雨洪水警報など「暴風警報」以外の場合も、状況によっては臨時休校や登下校時刻を変更することがありますのでご注意ください。

☆ 皆様方の中で、防災無線放送が入らないご家庭がございましたら、近隣や親戚の方などから放送内容を伝えていただけるようにしておいてください。

お願い

- ・下校時刻を遅らせる場合、メールでお知らせする。
- ・下校を開始したら、メールでお知らせする。
- ・集団下校を原則とし、お迎えに来られてもその児童を先に下校させることはせず、下校開始まで待っていただく。（通院等配慮すべき理由を除く）